

竹田市部活動検討委員会設置要綱

令和 4 年 4 月 1 日

(設置)

第1条 竹田市中学校の部活動に関し、今後の在り方並びに起こり得る諸問題について協議及び検討するため、竹田市部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 各中学校の部活動運営に関すること。
- (2) 部活動と社会体育との連携に関すること。
- (3) その他部活動を取り巻く環境整備に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 竹田市スポーツ協会代表
- (2) 竹田市総合型地域スポーツクラブ代表
- (3) 竹田市スポーツ少年団指導者代表
- (4) 竹田市中学校体育連盟代表
- (5) 竹田市校長会代表
- (6) 中学校部活動顧問代表
- (7) 教職員代表
- (8) 中学校保護者代表
- (9) 竹田市教育委員会教育長及び教育委員会事務局

2 委員会は、前項に定めるもののほか、専門的な見地からの意見を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初に行われる会議の招集は、教育長が行う。

2 竹田市教育委員会は、部活動に関して協議する必要がある事項が発生したときは、委員長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、竹田市教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。